



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 ハウスドゥ
代表者名 代表取締役社長 CEO 安藤 正弘
(コード番号: 3457)
問合せ先 常務取締役 CFO 浅田 浩
(TEL. 075-229-3200)

第三者割当増資による優先株式発行、定款の一部変更並びに 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

当社は、平成 29 年 8 月 14 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、UDS コーポレート・メザニン 4 号投資事業有限責任組合（以下「割当先」といいます。）に対して第三者割当により総額 30 億円の A 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）、割当先との間で、割当先が本優先株式を引き受けること等に関する平成 29 年 8 月 14 日付株式投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結すること、並びに平成 29 年 9 月 26 日開催予定の第 9 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に本優先株式の発行に係る議案及び本優先株式の発行等に伴う定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき資本金及び資本準備金を減少することを決議いたしました（以下「資本金の額及び資本準備金の額の減少」といいます。）ので、併せてお知らせいたします。

なお、本優先株式の発行は、本定時株主総会における本優先株式の発行に係る議案及び上記の定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としており、資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることと条件としています。

記

I. 第三者割当増資による優先株式発行

新規の優先株式は「A 種優先株式」とし、自己資本を増強し、更なる成長機会に備えるべく資金調達枠拡大を図ることを目的として発行いたします。本優先株式の発行総額は 30 億円であり、手取金の全額をハウス・リースバック事業等の不動産購入及び不動産金融子会社の資本増強に充当する予定です。

本優先株式の発行日は、平成 29 年 9 月 27 日であり、平成 29 年 9 月 26 日開催予定の第 9 期定時株主総会における議案（「定款一部変更の件」「第三者割当による優先株式発行の件」）の承認を条件としています。

1. 本優先株式発行の概要

(1) 払込期日 (発行日)	平成 29 年 9 月 27 日
(2) 発行新株式数	A 種優先株式 300 株
(3) 発行価額 (払込金額)	1 株につき 金 10,000,000 円
(4) 調達資金の額	3,000,000,000 円
(5) 当初転換価額	1,681.5 円
(6) 優先配当	優先配当率 年率 8.0% 優先配当金 1 株につき 800,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	UDS コーポレート・メザニン 4 号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式

(8)	募集時における 発行済株式数 (平成29年8月14日現在)	普通株式 8,498,000株
(9)	募集(発行)後における 発行済株式総数	普通株式 8,498,000株 A種優先株式 300株
(10)	その他	本優先株式は無議決権であり、主要契約条件として当社による金銭対価の取得条項の行使、並びに割当先による金銭対価又は当社普通株式対価の取得請求権行使が規定されております。

2. 本優先株式の発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、平成28年8月22日に、平成31年6月期を最終年度とする中期経営計画を発表し、前期は持続的な成長を可能とするため、フランチャイズ事業とハウス・リースバック事業等に投資し、事業ポートフォリオにおけるストック収益事業の比率を上げる、その礎の1年と位置付けスタートいたしました。

前期はストック収益事業の比率向上が、計画を上回る順調な進捗となり、残り2年の計画達成に大きく自信を深めております。

このストック収益事業の比率向上は、平成29年6月期末において、ハウス・リースバック事業における保有物件数の増大(保有513件、保有額7,043百万円)と不動産金融事業における営業貸付金の増大(取組件数124件、貸付残高2,865百万円)が要因であり、また住宅ローンの超低金利が続くなか、実需の動きが底堅く推移したことを鑑み、慎重に計画していた不動産売買事業の仕入れも期中に再度積極姿勢に転換したことにより、商品在庫が増大(棚卸資産残高5,804百万円)となりました。

今期においてもストック収益事業であるフランチャイズ事業、ハウス・リースバック事業、不動産金融事業の事業環境は良好であり、需要の増加も見込まれ、更なる投資を継続し、業容拡大を見込んでおります。

このような状況を踏まえ、当社グループといたしましては、更なる成長機会を取り込むためには、自己資本を増強し、安定した経営基盤の下で金融機関からの資金調達枠の拡大と更なる金融コストの削減を図るべきと考えております。

当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家様に対して優先株式を発行することは、今後の事業推進に必要な投資資金等の確保と自己資本比率の向上による安定した経営基盤の構築の両面を満たす資金調達手法であり、かつ、金融機関の弊社に対する与信評価の向上と金融面での更なる協力をいただく最善の方法であり、当社の中長期的な株主価値の向上に資するものと判断し、本日の取締役会において、本優先株式の発行を決議いたしました。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社グループは、持続的な企業価値の拡大のために、中期的には、経常利益率10%以上、自己資本比率30%以上を目標とする経営指標としています。平成29年6月期において、連結総資産は20,273百万円、純資産2,779百万円、自己資本比率は13.7%となっており、今期以降更なる業容拡大を目指す上で、安定した経営基盤の構築と、今後の事業推進に必要な投資資金等の確保の両面を満たす必要があるとの判断に至りました。

このように、安定した経営基盤の構築を図る一方、既存株主の皆様への影響にも配慮し、様々な資金調達の選択肢を検討してまいりましたが、平成29年6月期決算における当社グループの財務状況を鑑みると、今後も成長機会が大いに見込まれることから、借入等による負債性の資金調達に偏るのではなく、資本性のある資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることが適切であると考えております。

現在において、当社普通株式による公募増資による資金調達を検討いたしましたが、当社グループは、成長のエネルギーを潜在的に蓄えている状況にあり、その価値は顕在化されていないと考えております。現在の経済情勢、資本市場の状況、株価水準や株式流動性に鑑みた当社の株主価値を勘案しますと、当社普通株式による公募増資による資金調達は、今回の発行予定額の確保に不確実性があることに加えて、普通株式の希薄化を生じさせ、既存株主の株主価値を損ねかねないことから、本意ではないと判断いたしました。また、普通株式による第三者割当増資につきましても、当社事業の独立性の確保を念頭に検討する中で、適切ではないと判断いた

しました。

当社は、割当先から本優先株式に係る条件提示を受けて、当該条件につき慎重に検討し、また、割当先との間で慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、現金償還を主として想定した資金調達・自己資本の増強策として、割当先との間で本優先株式発行について合意いたしました。本優先株式は、後記（４）①に記載のとおり、普通株式を対価とする取得請求による普通株式の希薄化が極力抑制された内容であること、そして、中期経営計画における当期純利益より本優先株式の配当を支払い、かつ既存株主への普通配当を支払った上で、内部留保の積み上げが見込めることから、優先株式における調達環境を踏まえると本優先株式の配当率が妥当な水準にあること、中期経営計画に準じれば、当期純利益の積上げが見込まれ、また、企業価値を高めた段階での公募増資も選択肢として、早期に買入償還が可能と見込まれること、財務体質の安定化により、今後の金融機関からの借入れ調達コストの抑制や調達余力の拡大が見込まれること等の理由から、当社グループの事業目的及び経営方針に深い理解を有する投資家からの資金調達を検討した結果、当社の主要取引金融機関である株式会社三井住友銀行と当社の成長戦略に深い理解を有する株式会社日本政策投資銀行が出資するファンドに対して、本優先株式の発行をすることが最善の選択であると判断いたしました。

これにより、当社グループの収益基盤の強化及び財務の持続的安定性の確立、中長期的な株主価値向上に資することを企図し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の御期待に添えてまいりたい所存です。

（３）割当先による金銭対価の取得請求について

割当先による金銭を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- (i) 当社の平成 30 年 6 月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日を強制償還日として当該時点における本優先株式の全部について強制償還した場合の別紙 1. 本優先株式発行要項第 13 項(2)に定める強制償還価額の合計額以下になった場合。
- (ii) 当社の平成 30 年 6 月末日及びそれ以降の各事業年度末日の連結の損益計算書における経常利益が 2 事業年度連続で赤字となった場合。
- (iii) 払込期日において本投資契約に定める前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（ただし、成就しない前提条件を割当先が全て書面により放棄した場合は除く。）。
- (iv) 当社が、本投資契約の条項に違反（本投資契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合であって、割当先から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して 30 日を経てもなお当該違反が治癒されない場合。ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとする。

（４）本優先株式発行による普通株式の希薄化について

本優先株式の内容として、割当先は、当社に対し当社普通株式を対価として本優先株式の取得を請求することができる旨の規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による 当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、以下に掲げる措置を講じております。

① 合意による普通株式を対価とする取得請求の制約について

割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- (i) 上記（３）に基づき金銭を対価とする本優先株式の取得請求を行うことができることとなった日（同日を含む。）から起算して 6 か月を経た場合。
- (ii) 平成 35 年 3 月 27 日（同日を含む。）を経過した場合。
- (iii) 割当先に対する各事業年度末日を基準日とする金銭による剰余金の配当が、2 事業年度を通じて一度も行われなかった場合。
- (iv) 払込期日において本投資契約に定める前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（ただし、成就しない前提条件を割当先が全て書面により放棄した場合は除く。）。

- (v) 当社が、本投資契約の条項に違反（本投資契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合であって、割当先から契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して 30 日を経てもなお当該違反が治癒されない場合。ただし、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとする。

上記のとおり、本投資契約上、当社が割当先に対する配当を実施し、かつ当該契約上の義務を履行している限り、割当先は原則として当社普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。また、上記（i）のとおり、基本的には、普通株式を対価とする取得請求権に先立ち、金銭対価の取得請求権への制約が外れることにより、割当先は主として金銭による償還を先行させることを想定しているため、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使が認められるのは、極めて例外的な場合に限定されると考えております。

② 転換価額の下限の設定

当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき当社が割当先に交付する当社普通株式の当初転換価額は 1,681.5 円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合（当該時点までの期間に対応する A 種優先配当金は、全額支払われていると仮定して試算しております。以下同じです。）、1,784,121 株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の 20.99%（小数点以下第 3 位を四捨五入））の普通株式が交付されます。転換価額は、平成 29 年 12 月 31 日以降の毎年 6 月 30 日及び 12 月 31 日（転換価額修正日）に、転換価額修正日における時価の 95%に相当する金額（修正後転換価額）に修正されます。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の 50%（下限転換価額）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とします。そのため、仮に本優先株式の発行後に当社の株価が下落した場合であっても、転換価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることとなります。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、3,568,030 株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の 41.99%（小数点以下第 3 位を四捨五入））の普通株式が交付されます。

③ 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 29 年 9 月 27 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、割当先の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに A 種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として本優先株式を取得することが可能となっております。本優先株式の取得価額は、1 株当たりの払込金額に取得日までの累積未払 A 種優先配当金の額（但し、本優先株式の発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

④ 議決権

本優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

(5) 割当先との本投資契約における合意について

当社は、本投資契約において、割当先による取得請求に制約を設ける一方、将来の現金償還請求（金銭を対価とする取得請求）に対応する分配可能額及び資金を確保して普通株式を対価とする取得請求が行使されることを避けること、また当社の財務的健全性を確保すること等を目的として、割当先に対し主に次に掲げる遵守事項を負っております。

- (i) 当社が主たる事業を営むのに必要な許認可等を維持し、全ての法令等を遵守して事業を継続し、かつ、発行会社の主たる事業内容を変更しない。
- (ii) 割当先に対する剰余金の配当又は割当先による本優先株式の全部又は一部の取得請求権の行使に際し、資本金等の額の減少を行わなければこれに応じることができない場合、当社は法令等に違反しない範囲で必要な措置を講じること。
- (iii) 一定の事項（定款の変更、合併又は会社分割等の組織再編行為、当社の分配可能額が本優先株式の償還価額を下回ることとなる普通株式への剰余金の配当、代表取締役の変更、債務保証又は第三者からの債務引受けによる債務負担行為（ただし、当社の子会社の債務に係る債務保証は除く。）、1 事業年度における累計 9,000 百万円を超えることとなる固定資産の取得並びに第三者に対する貸付及び出資（ただし、固定資産の売却又は貸付の返済があった場合は累計額より減算する。）等）を行おうとするときは、事前に割当先の書面による承諾を得た上で行うこと。ただし、割当先は、承諾を不合理に拒絶又は留保しないものとする。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	3,000,000,000 円
②	発行諸費用の概算額	46,800,000 円
③	差引手取概算額	2,953,200,000 円

※発行諸費用の概算額は、登録免許税（10,500,000 円）、割当先に対する引受手数料としてのアレンジメントフィー（30,000,000 円）、本優先株式の価値算定業務に係る費用（3,300,000 円）及び弁護士費用等（3,000,000 円）を前提として試算しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

今回の優先株式発行で得た調達資金 30 億円を、ハウス・リースバック事業等の不動産購入及び不動産金融子会社である株式会社フィナンシャルドゥの第三者割当増資引き受けによる資本増強に充当し、自己資本比率の向上による安定した経営基盤の構築を図りたいと思います。

詳細は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① ハウス・リースバック事業等の不動産購入	1,953,200	平成 29 年 9 月 ~ 平成 30 年 6 月
② 不動産金融子会社の資本増強	1,000,000	平成 29 年 10 月 ~ 平成 29 年 12 月

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金を基に、上記 3. (2) に記載のとおりハウス・リースバック事業の不動産購入と不動産金融子会社の資本増強を行うことにより、安定した経営基盤の下で、成長機会に備えることで、金融機関や取引先からの信用の維持向上を図ることが可能となり、既存株主の皆様にとっても合理性があるものと判断します。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」といいます。）に対して本優先株式の価値算定を依頼し、本優先株式の価値算定書（以下、「算定書」といいます。）を取得しております。プルータスは、一定の前提（当社株式の株価、本優先株式の取得価額、優先配当率、割当先へのアレンジメントフィーの支払い、本優先株主が普通株式へ転換出来る取得請求権発動前に発行から 3 年後を目処に当社が取得条項を発動すること等）の下、一般的な算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を用いて本優先株式の公正価値を算定しております。本価値算定書においては、本優先株式の価格は、1 株当たり 10,998,020 円とされております。

当該算定書の内容を踏まえて慎重に検討いたしました結果、当社は、本優先株式の優先配当率（8.0%）、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（割当先との本投資契約における条件を含む。）は概ね合理的とされるレベルにあり、資金調達の方法として現時点において最良の選択肢であると判断いたしました。

しかしながら、本優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本定時株主総会において、会社法第 199 条第 2 項に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、本優先株式の当初転換価額は 1,681.5 円（本日の前営業日の東京証券取引所における終値の 95%）となります。本優先株式の転換価額は、平成 29 年 12 月 31 日以降の毎年 6 月 30 日及び 12 月 31 日における時価（転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株

株式会社東京証券取引所における毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の95%に相当する金額に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の50%（下限転換価額）となっております。

※本優先株式の詳細につきましては、別紙1の発行要項をご参照下さい。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であり、当初転換価額で本優先株式の全てが普通株式に転換された場合（当該時点までの期間に対応するA種優先配当金は、全額支払われていると仮定して試算しております。以下同じです。）の希薄化率（本優先株式発行前の発行済普通株式数に係る議決権数に対する、当該転換により交付される普通株式に係る議決権数の比率）は20.99%（小数点以下第3位を四捨五入）となります。なお、下限取得価額（当初転換価額の50%）で本優先株式の全てが普通株式に転換された場合の希薄化率は41.99%（小数点以下第3位を四捨五入）となります。上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることとなりますが、

- ① 本優先株式の発行は、当社の有利子負債を抑制しながら自己資本の改善を図るためには必要不可欠であり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、及び
- ② 本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ本投資契約に違反がない限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6ヶ月間が経過した場合等に限定されること、当初転換価額の修正について6ヶ月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること、

により、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

また、本優先株式発行については、平成29年9月26日開催予定の定時株主総会において、特別決議によるご承認を頂く予定です。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1)	名 称	UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4)	組 成 目 的	有価証券の取得等
(5)	組 成 日	平成29年2月1日
(6)	ファンドの総額	非開示
(7)	出 資 者 の 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 柳 正憲 東京都千代田区大手町1-9-6 大手町フィナンシャル シティーサウスタワー 2. 株式会社三井住友銀行 頭取 CEO 高島 誠 東京都千代田区丸の内1-1-2 3. 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役社長 橘 正喜 東京都千代田区丸の内1-3-2

(8)	業務執行組合員の概要	名称	有限会社 DBJ コーポレート・メザニン・パートナーズ (有限会社 DBJ コーポレート・メザニン・パートナーズは、株式会社日本政策投資銀行の連結子会社であり、メザニンファンドの運営・管理を主な事業として行っております)
		所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
		代表者の役職・氏名	取締役 本野 雅彦
		事業内容	有価証券の取得及び保有等
		資本金	300 万円
		名称	株式会社日本政策投資銀行
		所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
		代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柳 正憲
		事業内容	金融保険業
		資本金	1兆4億2,400万円
(9)	国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10)	上場会社と当該ファンドの間の関係	上場会社と当該ファンドの間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
		上場会社と業務執行組合員の間の関係	

※出資者の出資比率については、割当先から開示の同意を得られていないため、記載しておりません。
 ※なお、当社は、割当先の出資者である株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友ファイナンス&リース株式会社の各有価証券報告書に記載されている会社の沿革、役員、主要株主及び内部統制システムの整備状況等を確認し、割当先の出資者、割当先の出資者の役員若しくは子会社又は割当先の出資者の主要株主（以下「各関係者」といいます。）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当先であるUDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合については、代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、財務バランスの改善のため主要取引銀行からいろいろな提案を受け検討した結果、今後の更なる事業拡大を図るための資金に充当でき、かつ自己資本の増強を図ることを目的とした優先株式発行を実施する方針を決定いたしました。当社の主要取引金融機関である株式会社三井住友銀行と当社グループの事業内容及び将来性を高くご評価いただいている株式会社日本政策投資銀行が無限責任組合員であるUDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得につき原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有、現金又は当社普通株式を対価とする取得請求、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

また、割当先からは、発行日から2年以内に本優先株式又は本優先株式の取得と引換えに交付される当社普通株式の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに

同意する旨の確約を得る予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の有価証券報告書を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集（発行）後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 29 年 6 月 30 日現在）		募集後
有限会社 AMC	40.87%	[同左]
安藤 正弘	20.76%	
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL)LIMITED 131800	3.37%	
山口 貴弘	2.92%	
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	2.50%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.07%	
金城 泰然	1.44%	
京都中央信用金庫	1.18%	
ハウズドゥ従業員持株会	0.88%	
大和証券株式会社	0.74%	

(2) A種優先株式

募集前（平成 29 年 6 月 30 日現在）	募集（発行）後
該当なし	UDS コーポレート・メザニン 4 号投資事業有限責任組合 100%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行により、当社における事業の安定的かつ持続的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現してまいります。

なお、今期の業績に与える影響は軽微であり、平成 29 年 8 月 14 日付で開示している業績予想に変更はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式の発行は、希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、株主の意思確認手続きとして本定時株主総会において承認が得られることを条件としております。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 27 年 6 月期	平成 28 年 6 月期	平成 29 年 6 月期
連結売上高（千円）	14,573,347	17,275,969	16,848,159
連結営業利益（千円）	617,044	1,277,296	1,249,092
連結経常利益（千円）	513,142	1,182,483	1,103,019
連結当期純利益（千円）	353,201	741,316	737,864
1 株当たり連結当期純利益（円）	48.60	88.31	87.02
1 株当たり配当金（円）	35.00	16.00	20.00
1 株当たり連結純資産（円）	171.50	255.83	326.83

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年6月30日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	8,498,000株	100%
A種優先株式	－株	－%

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。

(3) 募集（発行）後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	8,498,000株	100%
A種優先株式	300株	20.99%

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。また、A種優先株式に係る発行済株式数に対する比率は、潜在株式数の発行済株式数に対する比率を記載しております。

（注1）A種優先株式の転換価額を当初転換価額1,681.5円として算出しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
始値	530円	817円	1,901円
高値	1,925円	2,710円	1,911円
安値	383円	651円	1,050円
終値	1,633円	1,865円	1,708円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	1,452円	1,798円	1,820円	1,718円	1,708円	1,759円
高値	1,900円	1,879円	1,880円	1,839円	1,758円	1,779円
安値	1,452円	1,531円	1,639円	1,695円	1,612円	1,705円
終値	1,758円	1,816円	1,715円	1,708円	1,755円	1,770円

（注）平成29年8月については、同月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年8月10日現在
始値	1,770円
高値	1,779円
安値	1,743円
終値	1,770円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資

払込期日	平成27年3月24日
調達資金の額	388,757,400円(差引手取概算額)
発行価額	3,515円
募集時における発行済株式数	688,400株
当該募集による発行株式数	123,000株
募集後における発行済株式総数	811,400株
発行時における当初の資金使途	子会社の株式会社ハウスドゥ住宅販売における新規出店、システム増強資金、Webでの集客を増加させるため、ホームページのリニューアルと新規制作資金
発行時における支出予定時期	・システム増強として、決算業務の早期化を図るため、新規会計システムの導入資金

	<p>7,972 千円 (平成 27 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W e b での集客を増加させるため、ホームページのリニューアルと新規制作資金 <ul style="list-style-type: none"> 15,260 千円 (平成 27 年 6 月期) 25,000 千円 (平成 28 年 6 月期) 25,000 千円 (平成 29 年 6 月期) ・子会社の株式会社ハウズドゥ住宅販売における 4 店舗の新規出店資金 <ul style="list-style-type: none"> 40,000 千円 (平成 28 年 6 月期) 40,000 千円 (平成 29 年 6 月期)
現時点における充当状況	<p>新規上場時 (平成 27 年 3 月 24 日払込期日) に調達した資金のうち、以下が未充当となっております。なお、支出予定時期については、訂正を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアルと新規制作資金 <ul style="list-style-type: none"> 28,000 千円 (平成 29 年 6 月) ・子会社の株式会社ハウズドゥ住宅販売における 4 店舗の新規出店資金 <ul style="list-style-type: none"> 31,313 千円 (平成 29 年 6 月) 15,000 千円 (平成 29 年 7 月以降) 15,000 千円 (平成 30 年 7 月以降) 15,000 千円 (平成 31 年 7 月以降)

第三者割当増資

払込期日	平成 27 年 4 月 27 日
調達資金の額	100,440,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	3,515 円
募集時における発行済株式数	811,400 株
当該募集による発行株式数	27,900 株
募集後における発行済株式総数	839,300 株
発行時における当初の資金用途	子会社の株式会社ハウズドゥ住宅販売における新規出店、システム増強資金、W e b での集客を増加させるため、ホームページのリニューアルと新規制作資金
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・システム増強として、決算業務の早期化を図るため、新規会計システムの導入資金 <ul style="list-style-type: none"> 7,972 千円 (平成 27 年 6 月期) ・W e b での集客を増加させるため、ホームページのリニューアルと新規制作資金 <ul style="list-style-type: none"> 15,260 千円 (平成 27 年 6 月期) 25,000 千円 (平成 28 年 6 月期) 25,000 千円 (平成 29 年 6 月期) ・子会社の株式会社ハウズドゥ住宅販売における 4 店舗の新規出店資金 <ul style="list-style-type: none"> 40,000 千円 (平成 28 年 6 月期) 40,000 千円 (平成 29 年 6 月期)
現時点における充当状況	<p>新規上場時 (平成 27 年 3 月 24 日払込期日) に調達した資金のうち、以下が未充当となっております。なお、支出予定時期については、訂正を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリニューアルと新規制作資金 <ul style="list-style-type: none"> 28,000 千円 (平成 29 年 6 月) ・子会社の株式会社ハウズドゥ住宅販売における 4 店舗の新規出店資金 <ul style="list-style-type: none"> 31,313 千円 (平成 29 年 6 月) 15,000 千円 (平成 29 年 7 月以降)

	15,000 千円 (平成 30 年 7 月以降) 15,000 千円 (平成 31 年 7 月以降)
--	--

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

本優先株式の発行を可能とするため、本優先株式の追加及びそれに伴う既存の規定の変更を内容とする定款変更を行うものであります。なお、この定款変更については、本定時株主総会において、本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件とします。

定款変更の内容は別紙2のとおりです。

3. 定款変更の日程

本優先株式発行に係る定款変更は以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 29 年 8 月 14 日 (月)	定款の一部変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成 29 年 9 月 26 日 (火)	本定時株主総会決議 (予定) 及び定款変更の効力発生日 (予定)

Ⅲ. 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことといたしました。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

1,500,000,000円

なお、本優先株式の発行により資本金の額が1,500,000,000円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

1,500,000,000円

なお、本優先株式の発行により資本準備金の額が1,500,000,000円増加いたしますので、効力発生日の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成29年8月14日(月)	資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議
平成29年8月15日(火)	債権者異議申述公告(予定)
平成29年9月15日(金)	債権者異議申述最終期日(予定)
平成29年9月27日(火)	本優先株式に係る払込金の払込期日(予定)
	資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

(参考)

資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生後の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額

資本金 361,387,900円

資本準備金 379,883,115円

その他資本剰余金 3,000,000,000円

以上

別紙 1

株式会社ハウストゥ

A種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社ハウストゥ A種優先株式
2. 募集株式の数	300 株
3. 払込金額	1 株につき 10,000,000 円
4. 払込金額の総額	3,000,000,000 円
5. 増加する資本金の額	1,500,000,000 円 (1 株につき 5,000,000 円)
6. 増加する資本準備金の額	1,500,000,000 円 (1 株につき 5,000,000 円)
7. 払込期日	2017 年 9 月 27 日又は株主総会で別途定める日
8. 割当先/株式数	UDS コーポレート・メザニン 4 号投資事業有限責任組合に全株式を割り当てる。

A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又は A種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A種優先株主又は A種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A種優先株主又は A種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式 1 株につき、下記 9. (4) に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日として A種優先株主又は A種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が A種優先株式を取得した場合、当該 A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、A種優先株式 1 株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。 A種優先株式 1 株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の 1 株当たりの払込金額に年率 8.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が 2018 年 6 月 30 日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算により算出される金額とする。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日として A種優先株主又は A種優先登録株式質権者に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又は A種優先登録株式質権者に対し

	て配当する。
(6) 非参加条項	当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記9.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12.(2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。
②控除価額	上記10.(2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12.(2)②に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額を、上記10.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記10.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)	
(1) 償還請求権の内容	A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記12.(2)に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	
①基本償還価額	A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。 (基本償還価額算式) 基本償還価額 = 10,000,000円 × (1 + 0.08) ^{m+n/365} 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。
②控除価額	上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控

		<p>除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記 12. (2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>(控除価額算式) $\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)^{x+y/365}$ 償還請求前支払済優先配当金の支払日 (同日を含む。) から償還請求日 (同日を含む。) までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とする。</p>
	(3) 償還請求受付場所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地 株式会社ハウストゥ
	(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項 (強制償還)		
	(1) 強制償還の内容	当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日 (以下「強制償還日」という。) の到来をもって、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社が A 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、下記 13. (2) に定める金額の金銭を交付することができる (以下、この規定による A 種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、取得する A 種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。
	(2) 強制償還価額	
	① 基本強制償還価額	A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)①に定める基本償還価額算式 (ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。) によって計算される基本償還価額相当額 (以下「基本強制償還価額」という。) とする。
	② 控除価額	上記 13. (2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金 (強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。) が存する場合には、A 種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、上記 12. (2)②に定める控除価額算式 (ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。) に従って計算される控除価額を、上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。
14. 普通株式を対価とする取得請求権 (転換請求権)		
	(1) 転換請求権の内容	A 種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当会社が A 種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記 14. (2) に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を A 種優先株主に対して交付することを請求 (以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。) することができる。なお、下記 14. (2) の算定方法に従い、A 種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当会社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った A 種優先株主に対し会社法第 167 条第 3 項に定める金銭を交付することを要しない。
	(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法	<p>① 当会社が A 種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A 種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式) A 種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = A 種優先株主が取得を請求した A 種優先株式の数 × 上記 12. (2)①に定める基本償還価額相当額から、上記 12. (2)②に定める控除価額相当額を控除した金額 (ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた A 種優先配当金 (転換請求日までの間に支払われた A 種優先期中配当金及び累積未払 A 種優先配当金を含む。) の支払金額をいう。) と読み替えて算出される。)</p>

	<p>÷ 転換価額</p> <p>② 転換価額</p> <p>イ 当初転換価額 当初転換価額は、1,681.5 円とする。</p> <p>ロ 転換価額の修正 転換価額は、2017 年 12 月 31 日以降の毎年 6 月 30 日及び 12 月 31 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の 95% に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の 50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p> <p>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。</p> <p>ハ 転換価額の調整 (a) 当社は、A 種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。</p> <p>調整後転換価額 ＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1 株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「1 株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は 0 円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は 0 円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。</p> <p>(b) 転換価額調整式により A 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合</p>
--	---

	<p>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地 株式会社ハウズドゥ
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割	法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 譲渡制限	譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案				
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>25,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>25,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。</p> <table border="0" data-bbox="815 568 1345 640"> <tr> <td>普通株式</td> <td>25,000,000株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>300株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u></p>	普通株式	25,000,000株	A種優先株式	300株
普通株式	25,000,000株				
A種優先株式	300株				
<p>(新設)</p>	<p><u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> <u>第11条の2 当社は、第44条第1項の規定に従い、剰余金の配当をするとき、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u>又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)により算出される金額を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰</p>				

(新設)	<p>余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金(以下「累積未払A種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降のA種優先配当金(第11条の3に定めるA種優先期中配当金を含む。)及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(A種優先期中配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第44条第2項又は第45条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、1年当たりA種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が2018年6月30日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先</p>
------	---

<p>(新設)</p>	<p>株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から</p>

(新設)

控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 10,000,000 円 × (1 + 0.08)^{m+n/365}

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.08)^{x+y/365}

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額とする。

A種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間の日数を「x年とy日」とする。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種優先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回

(新設)

にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる(以下、かかる請求がなされた日を「転換請求日」という。)

2 取得と引換えに交付すべき財産

(1) 本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 × 第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種優先先期中配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、1,681.5円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2017年12月31日以降の毎年6月30日及び12月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価

額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払

込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求

できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上

	<p><u>相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく普通株式の交付の効力は、転換請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(A種優先株式に係る譲渡制限)</u></p> <p><u>第11条の10 当会社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>

以上